

九州大学職員の総合的な人事方針

令和3年2月18日
総長 裁定

九州大学は、教育憲章に掲げる教育の目的と学術憲章に掲げる研究の使命の達成に向けた取組を通じて、最高水準の研究教育拠点となり、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に貢献する。そのために、大学として適正なガバナンスを構築・確保して、自主的・自律的な改革により組織を活性化し、次に掲げる採用、育成、処遇の改善など総合的な人事方針に基づき、長期的な視点に立って、本学の教学運営に必要な多様な経歴等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職種・職位に応じた年齢構成の適正化と、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るものとする。

1. 職員の人事方針

(1) 教員人事の基本方針

- ①本学の教員となる者は、本学の「教育憲章」「学術憲章」の理念を認識し、その実践の意志を有すること。
- ②本学の教員となる者は、高い教育能力、研究能力及び倫理観を有すること。
- ③本学は、組織の活性化を図り、国内外の大学との国際競争に対応するため、教員の採用に当たっては、英文による国際公募を原則とし、外国人、女性、他大学出身者、若手研究者（40歳未満）及び多様な経歴を持つ者等の採用を積極的に行うものとする。
- ④本学は、多様な経歴を持つ者等の採用を通じて教育研究の活性化を図るため、各部局等の教育研究分野及び教育研究方法の特性に配慮しつつ、任期制あるいはテニュアトラック制の導入を推進するものとする。
- ⑤本学は、各部局等の教育研究分野及び教育研究方法の特性に配慮しつつ、教員の選考及び業績評価において、対象者の教育研究業績等の実績について適切な評価を行うものとする。
- ⑥本学教員の人員配置及び選考は、「九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程」に基づき行うものとする。

(2) 事務・技術系職員等人事の基本方針

- ①本学の事務職員、技術職員、教務職員、技能職員、労務職員及び高度専門職員（以下、この方針において「事務・技術系職員等」という。）となる者は、本学の「教育憲章」「学術憲章」の理念を認識し、その遂行の意志を有すること。
- ②本学の事務・技術系職員等となる者は、誠実かつ公正に職務を遂行可能な高い倫理観を有すること。
- ③本学は、事務・技術系職員等の勤務実績を評価するため、業績等評価又は勤務評価を実施するものとする。
- ④本学事務・技術系職員等の選考は、筆記試験又は職務に必要な経験、免許、資格を有する者等から面接考査により行う。
- ⑤事務職員においては、目標意識の確立や職務に対する意欲の向上を図るための指標として、キャリアパスを策定する。

2. 職種・職位に応じた年齢構成の適正化

(1) 教員

各部局等の教育研究分野及び教育研究方法の特性に配慮しつつ、教授にあたっては概ね50歳程度以下、准教授及び講師にあたっては概ね40歳程度以下、助教にあたっては概ね35歳程度以下を、採用時の年齢の目安とし、職位に応じた年齢構成の適正化に努める。

(2) 事務・技術系職員等

長期的な視点に立った法人経営を行う人材の計画的な育成を行う観点から、多様な選考方法により必要な人材を確保するとともに、若年者を積極的に雇用し、職種・職位に応じた年齢構成の適正化に努める。

3. ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進

本学が、最高水準の研究教育拠点として、多様でグローバルな教育・研究を積極的に展開し、我が国の最先端研究や知識集約型社会の形成を牽引するため、国籍・性別・年齢などの区別なく、また多様な経歴等を有する人材の積極的な採用を通じて、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るものとする。